

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

#### 香川県広域水道企業団企業管理規程第4号

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表等) 第2条 略</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準) 第3条 略</p> <p>2～10 略</p>	<p>(給料表等) 第2条 給料表は、別表第1のとおりとし、職員に適用する。 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第2）に定めるとおりとし、同表に定める基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で企業長が定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準) 第3条 企業長は、前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。 2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、等級別基準職務表及び企業長が定める基準に従い決定する。 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、企業長が定める初任給の基準に従い決定する。 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、企業長の定めるところにより決定する。 5 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。 6 職員の昇給（職員の号給を同一の職務の級の上位の号給に変更することをいう。以下同じ。）は、企業長が定める日に、同日前において企業長が定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他</p>

11 第3項から前項までの規定は、香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）には適用しない。

第4条 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、香川県広域水道企業団職員就業規則（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号。以下「就業規則」という。）第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第3項、第4項及び第6項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定による当該短時間勤務職員の受ける号給に応じた額に、就業規則第3条第4項の規定により定められた当該短時間勤務職員の勤務時間を同条

これに準ずるものとして企業長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（企業長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）とすることを標準として企業長が定める基準に従い決定するものとする。

8 55歳に達した日以後における最初の3月31日後に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（企業長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

10 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項は、企業長が定める。

11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条 再任用職員のうち、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、香川県広域水道企業団職員就業規則（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号。以下「就業規則」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料月額は、前条第3項、第4項及び第6項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定によるその者の受ける号給に応じた額に、就業規則第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第7条 企業長は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき、給料月額につき適正な管理職手当表を定めることができる。

2 前項の管理職手当表に定める管理職手当の額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

(初任給調整手当)

第7条の2 初任給調整手当に関し必要な事項は、企業長が定める。

(扶養手当)

第8条 略

(管理職員特別勤務手当)

第19条 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第18条第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において企業長が定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して企業長が定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 条例第18条第2項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において企業長が定める額

2 前項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、企業長が定める。

(期末手当)

第20条 略

2 略

(管理職手当等)

第7条 管理職手当及び初任給調整手当に関し必要な事項は、企業長が定める。

(扶養手当)

第8条 略

(管理職員特別勤務手当)

第19条 管理職員特別勤務手当に関し必要な事項は、企業長が定める。

(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 (企業長が定める管理又は監督の地位にある職員 (第23条において「特定管理職員」という。) にあっては、100分の105) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第23条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して企業長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階等を考慮して企業長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で企業長が定める割合を乗じて得た額（企業長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で企業長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（企業長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、企業長が定める基準に従って企業長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員に

は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3～6 略

あつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第23条第3項」と読み替えるものとする。

5・6 略

附則に次の11項を加える。

(給料月額の7割措置)

4 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第6項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例(以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に掲げる職を占める職員

6 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第8項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(企業長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該

職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第6項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 9 附則第6項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長の定めるところにより、附則第6項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 10 附則第6項又は前2項の規定による給料を支給される職員に関する第20条第5項（第23条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第20条第5項中「その額に給料月額」とあるのは「その額に給料月額と附則第6項、第8項又は第9項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 11 附則第4項から前項までに定めるもののほか、附則第4項の規定による給料月額、附則第6項の規定による給料その他附則第4項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。  
（高松市から身分移管した職員に係る経過措置）
- 12 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により高松市から香川県広域水道企業団に派遣されている職員であった者であって令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間において引き続き新たに香川県広域水道企業団の職員となった者その他これに準ずるものとして企業長が認める者（以下「高松市身分移管職員」という。）に係る第20条第2項の期末手当基礎額は、令和6年度から令和9年度までの間においては、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した高松市身分移管職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において高松市身分移管職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額に100分の25を超えない範囲内で企業長が定める割合を乗じて得た額を加え、又は100分の5を超えない範囲内で企業長が定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。
- 13 令和6年度から令和9年度までの間においては、高松市身分移管職員でその職務の級が3級以上であるものについては、第20条第4項及び第5項並びに前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して企業長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で企業長が定める割合を乗じて得た額（企業長が定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で企業長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第20条第2項の期末手当基礎額とする。
- 14 高松市身分移管職員に係る第23条第3項の規定する勤勉手当基礎額は、同項の規定にかかわらず、高松市職員の支給の例による。  
別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
定年前再 任用短時	1	円 162,100	円 208,000	円 240,900	円 271,600	円 295,400	円 323,100	円 365,500	円 410,300	円 459,900

間勤務職	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
員以外の	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
職員	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700

27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	470,500	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	470,900	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	471,200	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	471,500	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	472,000	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	472,400	

52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	472,700
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	473,000
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	473,500
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	473,900
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	474,200
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	474,500
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	475,000
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	475,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	475,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	476,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	446,600	476,500
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	446,900	476,900
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	447,200	477,200
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	447,500	477,500
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	447,900	478,000
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	448,200	478,400
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	448,500	478,700
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	448,800	479,000
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	449,200	479,500
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	449,500	479,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	449,800	480,200
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	450,100	480,500
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	450,500	481,000
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	450,800	481,400
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	451,100	481,700

77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	451,400	482,000
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	451,800	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	452,100	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	452,400	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	452,700	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	453,100	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	453,400	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	453,700	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	454,000	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600	454,400	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900	454,700	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100	455,000	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300	455,300	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600	455,700	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900	456,000	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100	456,300	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300	456,600	
94	249,900	295,900	343,600	382,500	394,300	413,600	457,000	
95	250,200	296,200	344,100	382,900	394,600	413,900	457,300	
96	250,500	296,600	344,500	383,300	394,800	414,100	457,600	
97	250,800	296,800	344,700	383,600	395,000	414,300	457,900	
98	251,300	297,100	345,100	384,100	395,300	414,600	458,300	
99	251,600	297,500	345,500	384,500	395,600	414,900	458,600	
100	251,900	297,900	345,800	384,900	395,800	415,100	458,900	
101	252,200	298,100	346,100	385,200	396,000	415,300	459,200	

102	252,700	298,400	346,500	385,700	396,300	415,600	459,600
103	253,000	298,800	346,900	386,100	396,600	415,900	459,900
104	253,300	299,100	347,300	386,500	396,800	416,100	460,200
105		299,300	347,800	386,800	397,000	416,300	460,500
106		299,600	348,200	387,300	397,300	416,600	
107		300,000	348,600	387,700	397,600	416,900	
108		300,300	349,000	388,100	397,800	417,100	
109		300,500	349,500	388,400	398,000	417,300	
110		300,900	349,900	388,900	398,300	417,600	
111		301,300	350,200	389,300	398,600	417,900	
112		301,600	350,500	389,700	398,800	418,100	
113		301,800	351,000	390,000	399,000	418,300	
114		302,000		390,500	399,300		
115		302,300		390,900	399,600		
116		302,700		391,300	399,800		
117		302,900		391,600	400,000		
118		303,100		392,100	400,300		
119		303,400		392,500	400,600		
120		303,700		392,900	400,800		
121		304,100		393,200	401,000		
122		304,300		393,700			
123		304,600		394,100			
124		304,900		394,500			
125		305,200		394,800			
126				395,300			

	127				395,700					
	128				396,100					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。  
(定年退職者等の再任用に関する経過措置)
- 暫定再任用職員（香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号。以下「定年条例」という。）附則第4項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（改正後の香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）第3条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される新規程第2条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程第3条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、香川県広域水道企業団職員就業規則（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 暫定再任用短時間勤務職員（定年条例附則第8項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新規程第2条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程第3条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、香川県広域水道企業団職員就業規則（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 暫定再任用職員等（暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）第29条第2項並びに新規程第3条第11項及び第20条第3項の規定を適用する。
- 新規程第23条第1項の職員に暫定再任用職員等が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）附則第6項に規定する暫定再任用職員等（次号において「暫定再任用職員等」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等」とする。

(委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員等に関し必要な事項は、企業長が定める。